

仙台市いじめ問題対策連絡協議会議事録

○日時 令和元年7月4日（木）午後3時～5時

○場所 第3委員会室

○出席者 別紙名簿のとおり

○会議の概要

1 開会

2 挨拶

3 委員及び事務局紹介

- ・小学校長会会長今野委員からの欠席連絡を報告。
- ・12名の委員の出席により、仙台市いじめの防止等に関する条例第36条第2項に定める定足数を満たしていることを報告。

4 報告

(1) 仙台市におけるいじめの防止等に関する取り組みについて

○ 川村会長（仙台市医師会）

それでは、まず協議に入る前に、この会議の公開・非公開について皆様にお諮りしたいと思います。レジュメ資料の4ページをごらんください。

本連絡協議会は、仙台市におけるいじめの防止等の対策について、関係する機関や団体と情報交換しながら、いじめ防止等を市民全体で推進することを目指し、協議する場であるということから、会議は公開とすることを提案したいと考えますが、委員の皆様いかがでしょうか。（「異議なし」の声あり）。

「ありがとうございます。」それでは、本日の会議については、公開といたします。

次第に沿って進めさせていただきます。

まず、このレジュメの1ページをごらんください。

初めに、仙台市におけるいじめの防止等に関する取り組みについての報告を事務局からお願いします。本日はこの後、大切な協議を予定しております。本日は皆様としっかり協議を行いたいと考えておりますので、この報告については、新年度の新規拡充した事業に絞って簡素にお願いしたいと思います。なお、前年度までの取り組みについては、資料14「平成30年度いじめに関する取組一覧」をご参照願います。

それでは、まず初めに、仙台市の取り組みについての報告を子ども未来局いじめ対策推進室からお願いいたします。

○ いじめ対策推進室長

まず初めに市のいじめ防止条例につきまして簡単にご説明いたします。昨年のこの会議の後に骨子案等の議論が開始いたしましたので、この会議では初めてのご紹介になります。

資料1-1、条例の概要という横の資料をごらんいただきたいと思います。

条例の位置づけですけれども、左上に図があります。このように、いじめ防止対策推進法の下にある形になります。少し横に広がっている部分がありますが、これについてはあとご説明いたします。法律と相まって効果を発揮するというのでつくっております。

条例の特徴ですけれども、いじめの定義などにつきましては、法律と全く同じにしております。

条例の特徴、まず1つ目として、各主体の責務、役割というものを法律よりも一步踏み込んで規定をしております。例えば4のところですが、児童生徒の心構えというのを入れています。

すが、こういったところとか、あるいはその下の5責務で、保護者や地域住民という項目を設定しているというところになります。

2番目として、社会全体で大人たちが子どもたちを守るという考えを前面に入れております。1枚おめくりいただきまして、2ページ目の7のところに関があります。この関ですけれども、従来はいじめ対策という、この色がついている部分、教育委員会、学校、児童生徒と、ここの間での議論というのがほとんどだったと思います。ただ、私どもはこの条例をつくるに当たりまして、周りの白い部分、市役所もそうですし、保護者、地域住民といった周りの大人たちみんなを考えていこうということで取り組むものでございます。

3点目ですけれども、加害者とされる子どものほうにもしっかり目を向けるというのがございます。もう1枚おめくりいただきまして、3枚目の9いじめへの対処ですが、丸の上から5つ目になります。いじめを行った児童生徒に対する指導等とありますけれども、いじめのときの瞬間を切り取って0:100で考えるような風潮が今かなり強くなってきていると。ところが、加害・被害というのが日々入れかわるケースですとか、あるいは加害と言われる子どもについても、家に居場所がなかったり、上級生からいじめを受けていたりというような、そのいじめた側の子どもが抱える事情というのものもあるケースがかなり多くなっております。そこに表面的なところでこういう行為をしてはだめだという指導だけでは根本的な解決にならないということで、その背景についてもきちんと手をつけていきたいと思います。大きく言って、こういったところがこの条例の特徴となっております。

この条例に基づきましていろいろな啓発をやっていくということになりますけれども、施策についてですが、資料3をごらんください。条例に係る施策展開ということで、先ほど条例で各主体、いろいろ定めていると申し上げましたけれども、それぞれの主体に訴えかけるということで項目整理をしております。

例えば1は市民に向けてということになります。ここで言っている(1)のリーフレットというのは、次に資料4としてつけている「子どもたちの笑顔のために」というリーフレットになります。

そのほか、ごらんになった方いらっしゃるかもしれませんが、ポスターですとか、あるいは市役所、区役所の庁舎に懸垂幕、横断幕を掲げるということをやっております。また、電柱広告なども、本数はわずかではありますけれども、スタートしております。

裏面をごらんいただきたいと思います。6月1日号の市政だよりでも、開いてすぐの見開き2ページで特集記事を出しております。

また、市役所の連携強化ということで、市全体で考える。それから、児童生徒・保護者、地域などにもそれぞれ啓発活動をしていくということでやっております。地域では6月に啓発チラシを回覧いたしましたのでごらんになった方も多いかと思います。

5番目の教職員等につきましては、教育委員会のほうで実施しているものになりますので、引き続き教育委員会からご説明いたします。

それから、5月と11月に教育委員会でいじめ防止のキャンペーン月間というのをやっておりますけれども、この11月に向けて私どものほうで市民向けのシンポジウムを開催しようということで今計画をしております。詳細が決まり次第、委員の皆様にもご案内さしあげますので、一応土曜日の開催を予定しておりますので、もしお時間が許せばご参加いただければと思います。

私からは以上です。

○ 川村会長（仙台市医師会）

続いて、教育局からお願いします。

○ 教育相談課主幹

資料6をごらんください。教育相談課の今年度のいじめ防止対策についてでございます。特に新規及び拡充について説明をさせていただきます。

まず、1の(2)①でございます。学校いじめ防止基本方針等の策定。これにつきましては先ほど説明がありましたとおり、仙台市いじめの防止に関する条例の制定及び仙台市いじめ防止基本方針の改定、これらに基づきまして、これまで学校が策定してきた学校いじめ防止基本方針の改定を現在行っているところでございます。

改定の目途としましては、8月末までを目指しておりまして、特に今回条例にも規定されておりますが、児童生徒、保護者、地域の意見を取り入れるということで、改定作業を現在各学校において進めているところでございます。あわせて、重大事態が発生した場合の対処ということで、仙台市いじめ重大事態に係る対処方針に基づきまして、学校いじめ重大事態に係る対処方針の策定も行いました。

続きまして、(2)③でございます。児童支援教諭の配置(拡充)についてでございます。児童支援教諭は仙台市立の小学校に配置をしておりまして、特にいじめ、不登校等における指導の中心となる存在、またはコーディネーター役を果たす存在として現在学校に配置をしております。昨年度、平成30年度は77の小学校に配置をいたしました。今年度はそれを拡充いたしまして、現在89の小学校に配置をして、いじめ防止等に向けての対応に当たっているところでございます。

めくっていただきまして、2(1)をごらんください。学級満足度調査(hyper-QU)の実施でございます。こちらは新規事業として今年度から始めたものでございまして、対象としましては仙台市立の全中学校、そして中等教育学校となっております。

特にこのhyper-QUにおきましては生徒に対するアンケート調査になっておりまして、やる気のあるクラスをつくるためのアンケート、居心地のよいクラスにするためのアンケート、そして日ごろの行動を振り返るアンケート、大きく3つのアンケート項目が設定されております。

それらのアンケート項目の回答をもとにしまして、学級への満足度、学校生活への意欲、そしてソーシャルスキル等を生徒個人の特性または学級集団の状態という形で分析をしていくものでございます。さらに、その分析結果をもとにして、学校における支援体制や指導方法の改善、そして組織的対応の実効性を高めるということを目的として行っていくものでございます。

次に、(2)24時間いじめ相談専用電話の運用(拡充)についてでございます。こちらにつきましては平成28年度から実施している事業でございますが、今年度5月7日から電話番号をフリーダイヤルという形にいたしました。できるだけたくさんの方に相談をしていただける機会をふやすことができればということでのフリーダイヤル化の実施でございます。なお、このフリーダイヤルにつきましては、ホームページ、教育委員会のトップページのバナーのところにも出ております。さらには市政だより等にも載せてPRをさせていただいているところでございます。

続きまして、同じ2番の(5)ですが、児童生徒の欠席日数の把握と初期調査のところでございます。これは今年度から開始したものでございまして、ここに記載があるとおりに、過去にいじめを受けた、またはその疑いがあるという児童生徒について、欠席日数が15日を超えた段階、15日に達した段階で学校から教育相談課へ連絡をいただき、学校と教育相談課がいろいろな情報を共有しながら初期対応に当たることができるようにしていくというものでございます。このことにつきましてもこれからも推進できるように、こちらのほうで十分な配慮と検討をしてみたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

○ 川村会長（仙台市医師会）

今の2つの紹介、何か委員の方から確認または質問等がございましたら遠慮なくお願いいたします。

特にございませんか。

（2）関係機関等におけるいじめの防止等に関する取り組みについて

○ 川村会長（仙台市医師会）

それでは、続きましていじめ防止等に関する取り組みについて、それぞれの関係機関から報告をお願いしたいと思います。時間的な、あと後ほど協議として新たないじめ相談体制ということ、重要な要素がございますので、新しく始めた、またはつけ加えるようなことで手短かに報告をいただければと思います。

それでは、これから指名いたしますので、その順番で。まずは健康福祉局の高橋委員からお願いいたします。

○ 高橋委員（健康福祉局）

お手元の資料7をごらんいただきたいと思います。学校生活の中では発達障害のあるお子さんはいじめの対象になりやすいとも言われておりまして、いじめの防止という観点からだけではなく、その子どもの特性に応じた発達を保障していくという意味からも、各機関との連携が大変重要でありますし、支援に早くつながるということも重要でございます。

お手元のパンフレットは、発達障害児者のライフステージに応じた各種支援機関や各ステージでの不安から支援につながるヒントをまとめたものでございます。表紙をおめぐりいただきまして、目次がございまして、4部構成になってございます。

作成に当たりましては、子ども未来局や教育局の職員も参加したワーキングを開催しまして検討をいたしました。また、この冊子のイラストは、障害のあるお子さんの親御さんが描いてくださったものでございます。このパンフレットにつきましては、北部・南部アーチルのほか、各区の障害高齢課、家庭健康課、総合支所保健福祉課、のびすく、児童館などでも配布をしてございますので、ご活用いただければと思います。

以上でございます。

○ 川村会長（仙台市医師会）

続きまして、児童相談所、一條委員、お願いします。

○ 一條委員（仙台市児童相談所）

児童相談所では、児童虐待の相談だけでなく、児童相談に関すること全般について相談をお受けしている状況ですが、いじめに関しては、いじめを理由として不登校になっている児童に関する親御さんからの相談は多少ございますけれども、直接的にいじめに関する相談というのはほとんど寄せられてはいない状況でございます。恐らく、いじめに関する相談は仙台市教育委員会のほうにほとんど行っているのかなと思っております。

それと、児童相談所の全国共通ダイヤル189（いちはやく）、こちらも全国的に周知はされてきておりまして、当然、仙台市児相にも寄せられておりますが、こちらもいじめに関する相談というのはほとんどない状況でございます。

児童相談所としては、昨年度後半以降ぐらいから全国の痛ましい事件が頻発した影響もございまして、やはり虐待の相談がほとんどというか、相当な件数で増えているような状況でして、それに関して学校からの、これまでは比較的軽いようなレベルでの虐待に関する相談というのも情報提供も昨年よりかなり増えている状況でございまして、そういった相談に対して一件一件丁寧に間違いのないように対応しており、いじめに関する新たな取り組みというのは特には

ないといった状況でございます。

以上です。

○ 川村会長（仙台市医師会）

ありがとうございました。

続きまして、臨床心理士会の久保委員、お願いします。

○ 久保委員（宮城県臨床心理士会）

臨床心理士会としても毎年報告させていただきますとおり、いじめに特化したような相談というのは設けておりませんが、当会の会員の多数がスクールカウンセラーを務めておりまして、仙台市内及び宮城県内の各小中学校、そして高等学校、そして特別支援学校それぞれに配属されているところがございます。その相談の中でいじめに直接的に関連するような相談もあるようですし、あるいはその前段階といいますか、それに至らないために予防的にかかわっていくような事例もあると聞いておりますので、直接にいじめというふうに銘打っていじめ対策ということでやっているわけではございませんけれども、日ごろの臨床活動の中でいじめ予防、あるいはその解決というところにスクールカウンセラーが最前線にいて、学校現場でお役に立っているのかなと思っております。

それに加えて、仙台市におきましては、仙台市いじめ問題専門委員会に我々臨床心理士会の会員が委員として参加しておりますので、これは予防というよりは既に起きてしまったことの調査というところがございますけれども、今後の同じような問題の再発予防というところに向けまして臨床心理学の立場からいろいろな貢献できることを模索しているところがございます。

以上です。

○ 川村会長（仙台市医師会）

ありがとうございました。

続きまして、法務局の小山委員、お願いいたします。

○ 小山委員（仙台北法務局人権擁護部第二課長）

法務局の取り組みの中では、特に今現在進行形で進められていますのが資料8の9ページ、ここに子どもの人権SOSミニレター事業という取り組み、例年皆様にもご案内、ご紹介していると思うんですが、昨年度からこの6月中に県内の全児童生徒に配布させていただいて、それまでは10月、11月ごろということだったんですが、前倒しで早期にそういういじめ、虐待、体罰等の問題があれば、早期に対応できるようにということで取り組んでおります。

今年度新たに取り組んだこととしましては、このSOSミニレターなのですが、まず、さっきも言いましたように、各教育機関、学校を通じて各1部ずつ配布させていただいています。中には、これをなくしてしまう、これがあるのを知っているんだけど、書きたくてもそこで書けないという子どもたちのために、今回はこのSOSミニレターのスタンドですね、パンフレットスタンドのようなもの、組み立て式の紙製のものですが、これを各学校、それから児童館、児童クラブ、そういったところに備えつけさせていただきまして、このSOSミニレターを10部とか、常に置いておいて、学校とかクラブの中で子どもたちが手に取りやすいような場所に置いておいてくださいとお願いしております。ただ、やはり子どもたちが見られたくないという場面もあるかと思しますので、そこは学校のほうにも配慮をお願いして、例えば保健室の中とか、あとは職員室の近くとか、余り目立たないようなところに置いて、親御さんであるとか先生方、身近な人に相談ができないようなものがあれば、これに書いて出してねということで取り組んでいます。

現在も続々と県内から届いておりまして、それらに対して、確かにいじめの相談もあります。そういったものも1つずつ丁寧に拾い上げながら、私どもの人権擁護委員と協力しながら丁寧な回答をさせていただいているところがございます。

以上です。

○ 川村会長（仙台市医師会）

ありがとうございます。

それでは、続いて宮城県警の五十嵐委員、よろしくをお願いします。

○ 五十嵐（文）委員（宮城県警察本部生活安全部少年課少年相談指導官）

資料としましては、少年非行の概況という資料9になります。三つ折りのリーフレットをお配りしておりますけれども、これは県内の少年非行の概況をまとめたものですので後でござんいただきたいと思います。

宮城県警察としましては、今年度の新規・拡充事業は特にはないんですが、昨年の報告の内容の中で、宮城県警察スクールサポーターの派遣、運用について触れておりませんでしたので、そのことについて報告をさせていただきたいと思います。

宮城県警察スクールサポーターは平成19年度から運用を開始しておりまして、元警察官あるいは元教員の方々、現在は14名体制になっているんですけれども、2人または3人1組で要請のあった県内の小学校、中学校、高等学校に派遣しております。おおむね1カ月単位で派遣しておりまして、派遣された学校におきまして先生方と連携して、主に校舎内における見守り活動などを実施しております。特に休み時間などに児童生徒の行動の中でいじめに発展するような行為もあるかと思っておりますけれども、そういった行為を早期に発見して先生方と連携して、学校におけるその対象児童生徒への指導に対応していただいているということもありまして、いじめの未然防止にも効果を上げていると思われまますので、報告させていただきました。

以上でございます。

○ 川村会長（仙台市医師会）

ありがとうございました。

続いてPTA協議会から、五十嵐委員、お願いいたします。

○ 五十嵐（智）副会長（仙台市PTA協議会）

まずは、昨日になりますけれども、仙台市PTA協議会と仙台市教育委員会の共催で仙台市内の市立の校長、PTA会長の教育懇談会という形で、1部が研修会、2部が懇談会という形で実施しました。その1部のほうで、今回は上越教育大学の高橋知己教授からご講演をいただきまして、「いじめから子どもたちを守る」というタイトルで講演をいただきました。非常に勉強になって、それぞれ持ち帰るものがあつたなということを感じました。

また、資料10は「大切なあなたへ」ということで、2年前に仙台市で子どもが自死するという悲しい事件がありました。そのときにも、いつもあなたを見守りますということで、こういうものを全小中学校のご家庭に仙台市PTA協議会から配りましたが、今回は泉のほうで母子が命を絶つと、母親が子どもを殺めてというような、ご自身も命を絶つということがあつた後に、いろいろ仙台市内のPTAもその当該校を中心にいろいろと騒がれた部分もありまして、それを受けて、新学期に入った際にメッセージを子どもたち、それから保護者に送りたいということで、この資料10の資料を全小中学校のご家庭にお配りしました。また、ポスターを学校にお配りして貼っていただいて、子どもたちには命を大切に、それからあなたの命を私たちは大切にしようとしているよというメッセージを常に送りたい、それから裏の文章については親御さんに、ぜひ我々が子どもの命を守らなくて誰が守るんでしょうかということで、子どもの

命を守るという大切さを保護者も自覚しようという意味合いも込めまして、今回も緊急でお配りをしたということがあります。

以上でございます。

○ 川村会長（仙台市医師会）

ありがとうございました。

続きまして、山口委員、お願いいたします。

○ 山口委員（仙台市PTA協議会）

PTA協議会のこれまでの取り組みに関しましては、今、当協議会の顧問の五十嵐より申し上げたとおりでございますが、新しく考えている取り組みというところでは、まだ具体的にどのような形でというところは相談中ですが、こういうふうにPTA協議会からのメッセージというのではなくて、それぞれの親御さんからお子さんへ何かメッセージを投げかけるような、そういった試みができないかというところを今、役員内で協議を進めているところです。また具体的にどのような形で行うかというところが決まりましたらば、ご報告させていただきたいと思っております。

○ 川村会長（仙台市医師会）

ありがとうございました。

それでは、仙台市工業高等学校、岩淵委員、お願いいたします。

○ 岩淵委員（仙台市立仙台工業高等学校PTA会長）

特に今年の新たな取組みというものはありません。

○ 川村会長（仙台市医師会）

それでは、続きまして校長会のほうから、中学校の鈴木委員、お願いいたします。

○ 鈴木委員（仙台市中学校長会長）

昨年度のこの会では取り組みを4つ紹介させていただきました。そのことについては報告されておりますので、そういった、今日は打ち上げ花火的な取り組みではなくて、地道な線香花火のような取り組みでございますけれども、紹介させていただきます。

資料11になります。これは、本校の生徒指導主事兼いじめ対策専任教諭が作成している資料でございます。学校では、学校だより、学年通信、学級通信、いろいろたよりを発行させていただいているところでございますけれども、その中の一つがこの生徒指導通信ということになります。

いろいろ生徒指導に関連することを子どもたち、保護者の皆様にお伝えするところでございますけれども、その中でいじめ対策に関することも触れながら進めさせていただいているところでございます。

この生徒指導通信は、6月末までに7号まで発行いたしました。そのうち3回はいじめ対策に関する話題を取り上げておるところでございます、きょうはそのうちの2つをここに紹介させていただいているところでございます。

ただ、学校から出されるおたよりが保護者の皆様へ確実に届いているかどうかという大きな問題はございますけれども、その点は学校のホームページなどを使いまして補完する形もとらせていただいているところでございます。

ということで、本当に簡単でございますけれども、紹介させていただきました。

○ 川村会長（仙台市医師会）

それでは、続きまして町田委員、お願いいたします。

○ 町田委員（仙台市立高等学校長会長）

仙台高校での取り組みを紹介させていただきます。

資料12になりますが、主に2つでございます。

2番、生活調査アンケートでございますけれども、これはいじめに特化したアンケートではございませんが、これを教諭レベルで4回フィルターにかけることでいじめにつながる事案発見を本校ではやっております。担任、副担任、学年の生徒部担当者、その後に生徒指導部長が見て、あと教頭・校長と上がってくる。そこまで入れると6個のフィルターをかけることになるんですけども、生徒も生活調査でございますので非常に気軽に書いて参ります。その中で各クラスの担任等もそれぞれのアクセントにしている点が違いますので、多くの教員が見ることで、「おや」と思うところをひっかけて、「これはどうなっているのか、対人関係のトラブルはないか」ということで調査をするということが今のところは有効になっております。その中で相談できる場所を増やすという取り組みにもつながっていると思っております。

あと4番目、生徒大会、いわゆる生徒総会での議題、提案ということで、観葉植物を使っての啓蒙、昨年についてはキャラクターづくりを通じての啓蒙ということも子どもたちレベルでやっているところでございます。

以上、2点ご紹介申し上げます。

○ 川村会長（仙台市医師会）

ありがとうございました。

会長のプレッシャーか、皆様のご協力か、前回のときはかなり時間が押したんですが、まだ時間がございます。

そういう中で、私は会長でありながら何もしていないということになると困るので、少し時間がございますので、私の、いじめといいますか、実は私は11年ぐらい前から小学校4年の校医をしている子どもたちに保健体育の授業「育ちゆく体とわたし」ということをテーマにして、命の大切さを伝える性教育という形を10年続けてまいりました。「親子で学ぼう『いのちのつながり』」でございます。それは子どもたちに45分の授業をして、そして母親だけに、最初は保護者、子どもに45分の授業をして一般的な話を多くの人たちに力をかりながら大きくなってきたんだよと。2つ目の母親たちに話をするのは「悲しい出来事」ということで、日齢4で死亡した新生児がうちに運ばれた経緯を話しながら命の大切さを伝えております。それを10年続けていましたところ、去年10月、文科省から依頼が参りまして、小学生の性教育の発表で、ぜひ先生にということで、去年、鹿児島に参って、その報告をしてまいりました。

継続的な命の大切さを身につけることが虐待や自死に有効ではあるという間接的なものでございます。去年からは、4年生の授業がそのまま終わってしまわないために、卒業の前にもう一度アンケートをとりました。当然のことながら覚えていない割合が多いのですが、ただ、そういう反省をもとに、実は昨年から、市教委に、文科省の授業に申請してはどうかということで、去年から学校保健総合支援事業という学校と医療機関の関係を深めるという事業がございまして、それに申請してもらいました。いろいろいきさつがございましたが、去年からその事業をやっております。

昨年はどのような活動をしたかといいますと、まずは私や、つまり私が個人でやっているものが広がらないと困るわけですから、その命の大切さを伝えることの役割を演じている助産師さんと、それから小児科医と、それから産婦人科医がそれぞれ連携して、それぞれの立場で学校を訪れて授業を出前授業という形で行う、それからあとは講習会、講演会を開いて、命の大切さと性教育というものを理解してもらうような活動を続けてまいりました。

今年度は、8月、命の大切さを伝えるための講話といいますか、命のお話というテーマです

が、これは私が属している医師会の市民公開講座の中の子ども医学講座と連携しまして、8月にその会を開催して、多くの子どもたちを集めて、なかなか仙台市内の子どもたちに全ての話を聞かせるのは難しいという状況はありますので、そういう形で、後で委員の皆様にはチラシをこの会を通して配付していただくようにしますので、ご協力いただければ幸いです。市長も興味を持っていただいて、そのチラシには、写真とコメントをいただいて、できるだけ多くの子どもたちに、自分を大切にすることと他人を大切にすることを理解してもらおうと。それがやはりいじめや自死の防止に伝わるという草の根運動みたいなものが広がればと思っております。

今の各委員のお話の中で、それぞれの方々、お集まりの方々に確認したいこと、質問等がございましたらご自由に手を挙げて質問いただければと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

5 協議 新たないじめ相談体制（市長部局）について

○ 川村会長（仙台市医師会）

それでは、続きまして、次第の協議事項、5番に移りたいと思います。

新たないじめ相談体制について。このいじめを相談するとき、学校に言っても、学校側に寄った対応しかしてくれないとか、さまざまな要素がございます。これは第三者委員会が立ち上げられるとか、やはり第三者がどのようなかわりを持ってそういう訴えを拾い上げていくかということも非常に大きな問題で、このようなシステムをしっかり形づくっていかないと、見かけ上のシステムで終わってしまう可能性もあります。私たちが努力していることがやっているだけで終わりというのではなく、必ずこういう活動が次の何かを生んでいくということがお忙しい時間お集まりいただく皆様方に対してのこの協議会の目的だと思っておりますので、これからこの協議はぜひ忌憚のないご意見をいただければと思います。

それでは、事務局から説明をよろしく願いいたします。

○ いじめ対策推進室長

それでは、私から、協議題の趣旨につきましてご説明いたします。資料は13になります。

いじめの対応やその背景というのは多種多様ございまして、また緊急度や深刻度というものもさまざまございます。個々の状況を学校現場で全て完全に掌握するということは、これは事実上不可能でございます。そういう前提のもと、対応の中で認識のずれだとか、あるいは事実関係に齟齬を来したりということ、担任の先生や学校への不信感が出たり、あるいは事案によっては保護者同士の対立があったりということ、学校では解決できないような状況になってしまうことがよくあります。

そうした場合、基本的には市の教育委員会のほうになりますけれども、そういうやりとりを重ねていく中で、市教委も結局教員であって現場をかばっているのではじゃないかというような話が出ることもあり、そういう中で行政の外部にいる専門家の人が相談を対応する仕組み、これが必要なのではないかという議論がございます。

そして、独立性が高いものというもので、いわゆるオンブズパーソンと呼ばれる仕組みがございます。これまで本市でも議会筋とか、設置を求めるような声もある中で、また一方で学校現場としても、最近は何も言われなくなりましたけれども、一時期ありましたいわゆるモンスターペアレントですとか、あるいはお話をしている感情の起伏が激しい方とか、あるいは福祉的対応が必要なのではないかというような保護者の方がいらっしゃるという場合に、教職員で何ともしがたいケースというのも多々見られるようになってきていると。そういった中で、本市にも設置する必要があるのではないかという問題意識のもと検討を開始しているところでございます。

そのオンブズパーソン制度というのをいじめの問題以外で仙台市としては持っておりませんので、他都市、他の自治体でどういう状況なのかというのをいろいろ調べたりしているわけですが、その中で既に設置している自治体で出ている問題点としては、相談者の満足度が低い。これは何でなんだろうということを見ていくと、調査権限が弱いと。例えばいじめたとされる側の話も聞かなければならないということなんですけれども、結局任意なので、応じられませんかと言われるとそこで終わってしまう。ですから深掘りができないということがあります。その結果、解決に至るケースが余り多くないと。それからまた、相談者が意図した結論にならないというようなことなどがございます。

また、組織的な話としては、そういう他の自治体の視察とかも行かせていただいているんですけども、このオンブズパーソンの事務局だけではなくて、教育委員会側にも話を聞いてきたりしております。そうすると、学校現場のほうとの対立関係が生じてしまっている自治体もあると。学校の意識として、土足で家に入られるような感じの印象を持っていたりというようなこともあり、そういう中で結局、協力関係のもとに解決に向かっていこうという機運がないままに進んでいるというような問題が出ている場合もあるというようなことを把握しております。

そうした中で、では仙台市は後発の利といいますか、やるのであれば、そういった問題点をクリアできるのか、するためにはどうしたらいいのかということを考えているところで、今回もこの専門の方々がお集まりのこの機会に、それぞれの方々からいろいろなお話を伺えればと思って議題にしたところでございます。

論点といたしましては、ここにある検討に当たっての主な論点で、2つほど掲げてございます。

1つ目が第三者のあり方なのですけれども、専門家といっても何の専門分野の方をお願いしたらいいのかというのが1つ。それから、相談の仕方として、最初からその専門家の方が直接相談者と面談するという形がいいのか、それとも間に誰かが入っているいろいろ調整した上でアドバイザー的にかかわるのがいいのか、また、それぞれの専門家の方が一から十まで1人でやる独任制という形のものいいのか、複数の専門分野の方が集まってケース会議をするような合議制でやるのがいいのか、いろいろなやり方としてパターンがありまして、どういったものがいいんだろうかというのが1番目です。

2番目ですけれども、保護者支援と書いておりますけれども、先ほど申しましたように、保護者に医療的・福祉的ケアが必要だと思われるような場合、誰がどういうことができるんだろうというのがなかなか難しいと。お子さんに関してだと、専門機関として仙台市の場合、発達の問題の場合はアーチルとかありますけれども、そういったところに相談してみてもという投げかけ、学校とかでもできるわけですけれども、例えば保護者の方と話をしている、面と向かって、あなた医療が必要ですよとは言えませんので、そういったことを一体、では専門家の人が相対したとして果たしてそういうふうと言えるのか。ただ、実際にはそういう対応をしていかないと、いろんな意味で危ない事例、危ないというのは、例えばその保護者の方に希死念慮が見られる場合、そういった場合に誰がどういうことができるのかというような問題もあるんだと思います。

この資料では見極めとか支援方法とありますけれども、実際に何ができるのかというところがかかり難しいんだろうとは思っているんですけども、今までのいろんな議論ですとか要望などを見ますと、そういったところまで求められている状況にあるということでございます。

資料では、参考といたしまして他の自治体の事例を挙げておりますけれども、3市挙げておりますが、一番左の札幌市は政令指定都市の中でこういった制度を持っているところで人口規模が仙台市が一番近いところということで入れております。こちらは弁護士さんと臨床心理士さんが第三者として入っております。その下に相談員ということで、いろんな前さばきとか調査をするための方

が10名いらっしゃる。

川西市、これはご存じの方もいらっしゃるかと思いますけれども、日本で最初にこういったオンブズパーソン制度をつくったところで、もう二十何年という歴史がありますけれども、こちらは大学の先生と弁護士さんでやっているということでございます。

この2つは、名称でお気づきになると思いますが、「子どもの権利」とか「人権」ということで、いじめに特化しておりません。相談の内容の一部にいじめが入っているという機関になります。

一番右の川口市、これはいじめに特化した第三者機関になっております。こちらは弁護士、医師、教育関係者が1名ずつで、ここには前さばきをするような相談員等は置かず、直接この第三者の方々と話をするようなものだというところでございます。

裏をめぐっていただきますと、そのオンブズパーソンという機関で一般的な相談とかの流れというのを書いております。相談がありますと、助言・支援ですとか、あるいは相談に入っていくということで、この調査と調整というところで学校現場とか相手方だったりというところの話を聞いたり、こういうことで解決するんじゃないかというのを提示したりというのをやっております。

解決・終了とありますけれども、解決は本当の解決で、終了というのはこれ以上何ともしようがないというところで、事実上の打ち切り、あるいは了解のもと、ここまででとどめますというようなものになるかと思います。

いずれも条例で設置しているような機関の場合は、その状況というのを毎年公表しているという流れになっております。

概略につきまして、以上でございます。よろしく願いいたします。

○ 川村会長（仙台市医師会）

ありがとうございました。

今のお話を聞いていても、非常に難しい問題をはらんだ相談体制ということで、ちょっと幾つか確認したいことがあります。よろしいでしょうか。

下にあります3つの都市のうち、札幌市、川西市は相談員等がいるというふうになっておりますが、例えばこれは、わかる範囲で結構ですが、相談をされたケースがあった場合は相談員だけで対応していて、そこで解決できないものを第三者に出すのか、それとも最初から第三者も入ってやるのか、その辺のことはおわかりになりますか。

○ いじめ対策推進室長

基本的には相談員のほうで前さばきをします。相談する方によっては、話したことですっきりして、もういいですという方もいらっしゃいますし、そういった場合はそこで終わります。やはり専門家の方にきちんと調べていただきたいとか助言をいただきたいという場合は、そこで論点整理をしたりして、また、上にあるとおり、第三者の方、専門家の方というのが弁護士だったり臨床心理士だったり大学の先生だったりということですので、独任制をとっている場合はどの先生に充てるかということも含めて調整をしているということでございます。

○ 川村会長（仙台市医師会）

今度は逆に、川口市は相談員がないというケースなので、これはそういう訴えがあったら全員プライマリーに最初から第三者が入るのですか。

○ いじめ対策推進室長

川口市のほうは、確認いたしましたら、仙台市役所でも区役所で法律相談などをやっているんですけど、それと同じように、事務局は日程調整だけして、直接、電話だったり面談だったりということで、直接この委員さん方と対峙するようでございます。

○ 川村会長（仙台市医師会）

わかりました。ありがとうございました。これで少しは整理がついたかと思うのですが、これはなかなか難しい問題、私の場合は医療従事者、医者という立場ということがあっても非常に難しい問題があると思うんですが、ぜひ、ここでどんな体制をとるかではなくて、それぞれお集まりの方々の意見をいただいて、これをまとめて集約しながら仙台市らしい、仙台独自の体制をつくっていくということになるはずですので、ご意見をご遠慮なくいただければ。あとは、ちょっとわかりにくい部分もあるかと思いますが、その部分もご自由に聞いていただければと思います。どなたでもご自由にどうぞ。

○ 高橋委員（健康福祉局）

障害福祉部の高橋です。この新しいいじめ相談体制では、どこを目指すのでしょうか。例えば、いじめがあったのかなかったのかの判定をするのかとか、いじめの相談としてどこを目指すのか、何かちょっとよくわからなくて。例えば障害の場合だと、障害を理由とする差別の解消の条例に基づいて、相談と、相談で解決できなかった場合にあっせん、調停を行う仕組みがあるんですけども。基本的には白黒つけるというよりは、障害の場合だと、障害のことをよく理解していなくて差別に至る場合もあるので、相手方にその障害について理解をしていただいて適切な配慮をもらうという啓発も含めながら、どこら辺に落としどころがあるのか、ご本人ともお話ししながら、そこを調整しながらやっています。いじめの相談の場合、どんなところを目指すのか、何かあれば教えてもらいたいと思います。

○ いじめ対策推進室長

先ほども申しあげました他都市の状況ですと、解決に至らないとか相談者が満足しないというようなことがあるのですが、それはやはり学校現場でもそうなのですが、いじめを受けましたという相談があったときに、100%解決できるかというそれはやはり難しいと思います。ほかのところでは相談者が満足しないというのは、解決できるとして相談するからという部分もあるのだろうと思います。

私どもとしてどういうふうにできるかという、結局、強制調査権を持っていないので、先ほど言いましたように、任意の協力の中での話ですので、相談した方が不満に思っていること、それをどう解決できるのかということが一番重要なかなと。ただ、中には相手方に土下座を要求するとか、そういう理不尽なものもありますので、そうするとそういうことはだめですよというのも一方で言ってやらないといけない。単に受けるだけではなく、そういうのも含めて、そういったところは弁護士さんとかの出番なのかもしれませんけれども。要は学校でいじめというものをキーワードにして、何らかの不満があると。それを解決できるのかどうか。完全な解決に至らないにしても、ある程度不満が解消できるのかどうか。また、いろんな、学校や教育委員会でいじめ相談はやっていますけれども、そこで解決できなくて来るということは、やはりその過程の中で別な問題を抱えるということもあると思います。その中で、ちゃんと自分の主張を聞いてもらえないというのもよく出る話ですので、そういったところは傾聴を基本として、きちんと、いわゆる寄り添った対応ということになりますけれども、そういったところをして、相談者が苦しんでいることからできるだけ解放されるようにという方向で、ただ、最終的に100%満足というのは恐らく難しいと思いますが、目指すところはそういうことだと思います。

結局、裁判のように白黒はっきりさせるというものではないので、そこでの最終的な目標は何だと言われると、なかなか厳しいところがありますけれども、そういったところを目指して活動していくということなんではないかと考えております。

○ 川村会長（仙台市医師会）

ありがとうございました。

ほかに、どんな小さなことでも結構ですので、そのことがこの先に反映するという意識を持って質問または確認をいただければと思います。どなたか、いらっしゃいませんか。

○ 久保委員（宮城県臨床心理士会）

先ほどご説明いただいた中で、札幌市、川西市のほうは子どもの権利あるいは人権ということですけれども、仙台市で考えているいじめ相談体制というのはやはりいじめに特化したものになるのか、それともやはり子どもの人権ということで、例えば学校で先生から体罰を受けたんだけど、なかなか学校には相談しにくいみたいなことがこちらで受けることができるのか、そういった範囲ですね、相談の中身の範囲についてどう考えておられるのか、教えてください。

○ いじめ対策推進室長

まず、私どもとしては、いじめ対策というのが市政の重要課題の一つとして取り組んできております。相談の中身としてはいじめを中心にするということで、その中で体罰というのがあった場合に、それは教育委員会につないでいくということはします。門前払いにはやっぱりしづらいかなと思っておりますが、ただ、札幌市や川西市のように子どもの権利全般に広げるということは、今度は逆に広がり過ぎてなかなか対応しづらい部分も出てくるかと思ひまして、入り口としてはいじめの問題からと。相談を受ける中で別な問題が隠れているのが見つかった場合はそちらにつないで、解決に向けて専門機関につなぐとかということはやっていく必要があるだろうと思ひますが、基本はそこで考えております。

○ 川村会長（仙台市医師会）

ほかにどうぞ。

やはりこういうシステムをつくっても、先ほど説明があったように解決できないケースはもちろん当然のことながらあるし、我々はそこを裁定する権限も、判断する、行政的にする権限もございません。その場合、例えばこのような相談体制をとって、一応、書類上解決する例と、それから持ち越しといいますか、変わらないから終了すると先ほどお話がありましたが、その割合というのが、そういうデータがあったら、ぜひ紹介してください。つまり、これがどれだけ効率よく動くのかどうか。

もう一つ、効率をはかるものはもう一つあると思ひますね。それは、黙って我慢している親御さんたち、または子どもも対象になりますかね。これをする事によって、拾い上げられる数が増えるかどうかの問題が。これはよく市教委と話をするんですが、仙台はいじめの認知件数が多いと。それはだめなのかという話になったときに、教育長と話したときに、やはり隠れているほうが本当は問題なんだと。むしろいじめの認知の数が多ければ、これ、我々医学的にはスクリーニングと呼ぶのですが、異常じゃない人もとりあえずひっかける。その中から本物の、そういう形にしないと、本物の異常もひっかけられないということはあるので、だからこの相談を始めればそういう目に見える件数が増えてきて対応がしやすくなるというか、というところも、そのもくろみみたいなものをちょっと教えていただきたいと思ひます。

○ いじめ対策推進室長

おっしゃるとおりで、できる限り拾っていくというのもまず大事だと思ひております。先程来の説明で、学校に相談しても教育委員会に相談してもだめだったという人が来るという、そういったお話をしましたけれども、じゃあ学校に相談しない人は来ないでくださいという設定ではないと思ひております。やはり実際に相談してだめだったのでというのは当然あると思ひますが、今の風潮ですとかマスコミさんの報道ですとかで、学校や教育委員会はそもそも信用できないんだという前提から出発している人たちも少なくないと思ひまして、だから相談してだめだったんじゃないくて、相談することをそもそもやっていないという人たちもいるんだろうと思ひます。そうした場合に、

そういった方々も我々は受けとめますよということで、発掘というんですかね、そういうのを声を上げていただくということはあるんだと思います。

○ 川村会長（仙台市医師会）

ありがとうございました。今のはまずシステムに関してのご質問ということにして、この辺であらとご意見があればまた後ほどということではありますが、続いて、今お話が出てまいりましたが、例えばこの相談員というか、そういう人たちプラス専門員というか第三者というのを、これをどのように、あるところは両方の、もう片方は第三者だけ、これに関してお集まりの皆さんのご意見が伺えればと思いますが、いかがでしょうか。

では、例えば、仙台市としてはこのような形を思い描いているというようなところはございますか。

○ いじめ対策推進室長

まず、専門家の方というのを、例えば公務員として直接雇用するということではないと思っています。ですので、常時いるという形はとれないと思いますので、そうすると、例えば2週に一遍、水曜日の午前中だけとかとすると、それは相談しづらいということになると思います。一方で相談員という人たちがいれば、そこは営業時間いつでもいいですよということができるので、そのほうが拾いやすいだろうと考えております。

○ 川村会長（仙台市医師会）

わかりました。いわゆるワンクッションが入るというか、広く浅く相談事を受けて、その中から必要なケース、またはその場で解決できる人も中にはいらっしゃるかもしれませんよね。それじゃない人たちを第三者に対応していただくというようなことが、今のところは。そのシステムに関してはいかがでしょうか、皆さん。

○ 五十嵐（智）副会長（仙台市PTA協議会）

相談のケースがあって話を聞くという部分で、実際、今いじめに遭っている子とか、友達とかなんかにも普通に言えたり先生に言えたりする人たちはすぐにこっちというふうにはならないんじゃないかなと思います。そう考えたときに、勇気を持ってかけた人がどういう対応をしてもらったら、そこで例えば「もう自分はこの世にいないほうがいい」とか、「もうこの世の中になんて」というふうにして、でもかけたときに守ってもらえると、やっぱり共感してもらえるとところってすごく大きいかなと。ちょっと勝手に思い込んで言っている部分はあるかもしれませんが、助けてくださいというところの中に、この問題を解決してくださいと言って、きれいにそのときはじゃあこうしてああしてという答えというよりも、今の自分のその気持ちがどれだけ自分の中でもうせっぱ詰まっているのかというのを理解してもらえ、共感してもらえるところがあると、まず今死ぬのをやめようという気持ちになってもらえ、かもしれないなど。

そのときに、ちょっと思ったのは、昨年度の少年の主張の全国大会の審査員を私たまたまちょっとやることになって、そのときに内閣総理大臣賞をとった子が山形の天童市の女の子で、いじめに遭っていたけれども、今、私はこうやって生きていることが楽しい、いじめている子、それからいじめられている子、それからそれを見ている子、皆さんにそれぞれ言いたいという主張を涙ながらにされて、すごくもう胸に突き刺さってきたのですけれども、きっとあの子も自分自身がそういう状況を聞いてもらえた、そして今は勇気を持って自分の体験も人に言える、だから自分はこの世の中に生きていても価値があるんだというところまで今なったのかなと勝手に想像していたんですね。

ですから、自分が過去にいじめに遭ったとか、あるいはそういう子の親だったとか、そういう人、聞くことしかできないかもしれないけど、でもすごく共感はできるという方がなんかいると、もし

かしたら違うのかなというのはちょっと、違った方面からいくと考える。もちろん弁護士さんとか臨床心理士とかカウンセラーの方とか専門家の方とかというのももちろん立派な、あるいはそういう方も共感しながら聞いてもらえるとは思いますが、でもそういう同じ体験をしたとか、その体験した子を持ったとか、あるいはそういう子どもとともに苦労しながら歩んだ先生であるとか、そういう体験を共感してもらえるようなことを投げかけながらお話を聞いてあげるといこともすごくあってもいいのかなとは感じました。

○ 川村会長（仙台市医師会）

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

例えばここに、第三者に臨床心理士と出ていますが、久保委員、いかがでしょうか。

○ 久保委員（宮城県臨床心理士会）

臨床心理士、あるいは最近だと公認心理師という新たな資格もございますけれども、そういった心理の専門家がいることは望ましいかなと思いますが、ただ、それに加えて例えば社会福祉士さんとかP S Wさんですね、精神保健福祉士さんなどのそちらの知識、あるいはソーシャルワークの専門家の方々もおられると大変心強いかなと思って拝見しておりました。

通常、例えば児童相談所さんは最初にインテーカーの方がおられて、まずどういうご相談ですかというところを受けて、そこで解決する場合もあるかと思うんですけれども、そこから必要に応じてソーシャルワーカーの指導が入ったりとか、あるいは心理司さんも入っての相談になったりとか、いろいろ受理会議を経て変わっていくのかなと思うんですけれども、そこで振り分ける役といますか、インテーカーさんが相談を受けて、これはお話を聞く中で受容的にかかわっていくことでサポートできるなというものなのか、それともやっぱりこれは後ろに控えている弁護士さんにちょっと話を聞いてもらって法的な対応ではどうしたらいいのかというところのアドバイスをもらったほうがいいのかという、その振り分けるインテーカーさんがいることは必要があると思って想像しておりました。

実際、インテーカーさんというか、そこで相談員さんと呼ばれるかもしれませんが、その背景にいる専門家の方々もできればチームとして、それこそ見相で心理とワーカーがチームで動くようにされると、対応していく第三者の方々も大変心強いと思いますし、私ごとですけれども、仙台市の別のある事業で、私、心理士として相談に入って、別に弁護士さんと一緒に相談に入るようなケースがあったんですが、心の問題とか生活の問題とかは心理士のほうである程度聞けるわけですけれども、じゃあ実際に例えば職場でこういう不当な扱いを受けていることに対してどうしたらいいのかというところに関してはやっぱり弁護士さんのお話が大変心強いところがありますので、そこでチームといますか、私もその弁護士さんと相談する場に同席しながら、そのクライアントさんと一緒にお話を聞きながら、ああ、なるほどねと勉強しているような場があるんですけれども、そういうふうに第三者のほうもチームでかかわっていけると、お互いの得意分野を扱いつつ、足りないところはフォローし合えるというメリットがあるなと感じているところでした。

○ 川村会長（仙台市医師会）

ありがとうございます。今、幾つか、何人かの先生のお話を聞くと、どちらかという、いきなり第三者というよりは相談員という形のワンクッションを置くほうが望ましいというような印象を得たんですが、ほかの皆さんの、その点だけでよろしいですが、ご意見をいただければと思います。端から、どうぞ。第三者と相談員を両方、片方だけ第三者を置くのか、それから相談員を置いたほうがいいのかという部分だけで結構です。

○ 岩淵委員（仙台市立仙台工業高等学校PTA会長）

子育てをしていると、母親はなかなか外に出ることもなくて行き詰まることもあると思うので、

突然こういう弁護士とかなかなか話せないと思うので、先輩のお母さんとか、話すだけですっきりするときもあると思うので、相談員の方がちょっといと助かると思います。

○ 川村会長（仙台市医師会）

ありがとうございます。続いてどうぞ。

○ 山口委員（仙台市PTA協議会）

私も同じような意見で、やはりいきなり専門家の方に来られても身構えてしまって、逆に何も言えなくなってしまうというところもあるのかなというのは感じています。あとは、1つ気になるのは、こういう窓口で声を上げる、上げられない人も相当いるんじゃないのかなというところで、例えばこのお母さん、ちょっとケアが必要だなと、学校の先生方が感じたとしたら、その学校の先生方からこういった窓口で、お母さんちょっと見てもらえませんかみたいな、そういうパイプができてもいいのかなというのはちょっと感じました。

○ 川村会長（仙台市医師会）

ありがとうございます。どうぞ。

○ 五十嵐（文）委員（宮城県警察本部生活安全部少年課少年相談指導官）

警察では、24時間体制で相談を受けており、専門的な相談は専門の部署の執務時間内に受理し、それ以外は当直体制で受理しております。

今回の相談体制について、ご質問と少し違うかもしれませんが、相談の窓口が増えるということは相談する側にとっては良いことだと思います。今、それぞれの機関でも相談を受けております。相談して話を聞いてもらい、納得してそれで終わる方もたくさんいらっしゃると思いますが、自分の意向に沿った対応がとってもらえなくて相談が長引くという方への対応ということで考えるのであれば、それぞれの機関が受けた相談を、関係するいろいろなところがチームを組むなどして役割を分担し対応していくなど、複数で対応していくというような形が必要なのではないかと思います。

○ 川村会長（仙台市医師会）

続いてお願いします。

○ 小山委員（仙台法務局人権擁護部第二課長）

法務局の場合、いじめに関する相談があった際、まず、学校側には、安全配慮義務があるということですから、そこはよくよく学校と相談してくださいということは最初に申し上げるわけなんです。ただ、それで学校側が対応してくれないという場合には、私どもの調査・救済という取り組みがあるわけですが、その調査・救済の中では、これは先ほど来いろいろ話をされていたように、強制力がないことや、あとは聴取についても任意の聴取ということでもありますので、そういった調査の権限の説明をして、人権擁護機関の関与の希望があれば学校のほうにも聞くこととなります。最初に確認するのはいじめの事実があったかどうかということを確認して、そしてそれがあつたとなれば、それに対して教育機関、学校を通して適切な対応がとられていたのかどうかということを調査させてもらって、そしてそれがとられていない場合にはそれに対して再発防止してくださいねという要請等をする。このような手法により解決に導くことについて説明をしています。参考にいただければと思います。

以上です。

○ 川村会長（仙台市医師会）

ありがとうございました。久保委員と五十嵐委員は話したので、鈴木委員ですね。お願いいたします。

○ 鈴木委員（仙台市中学校長会長）

質問になってしまいますが、札幌市や、札幌市だけでもいいんですけれども、本当にここへの相談件数というのはどのぐらいあるのでしょうか。わかる範囲で教えていただければと思います。

○ **いじめ対策推進担当課長**

本市と人口規模は違いますが札幌市の年間相談件数は約 1,000 件ぐらいで、そのうちいじめに関する相談は 1 割から 2 割、毎年 100 件から 200 件と伺っております。

○ **鈴木委員（仙台市中学校長会長）**

ありがとうございます。相談しやすく、足の運びやすい、こういう専門機関になりますと、ものすごく多い件数を処理しなければならないというような逆の心配も出てくる部分がございますので、どのようになるかは立ち上がっていないのでわからないんですけれども、件数が余りにも多い、逆に全然この機関に相談に行かないというようなところを考えると、どの程度の人数の方がそれぞれ相談員を務めるのであればどのぐらいの方々がよくのりかなというような考えが次に進んでしまっているんですけれども、そんなような感想、単なる感想でございますが、持ちました。

○ **川村会長（仙台市医師会）**

次の方、お願いします。

○ **町田委員（仙台市立高等学校長会長）**

さまざまな資料を拝見しましての印象でございますけれども、一番は子どもの命を守ること、「もしも」というようなことが起こらないようなネットワークづくりをすることが一番の目的であると思いますので、私はこの相談対応というのは広い分野にあったほうがいいと思っております。第三者に特化した、弁護士とか医師とか、そういったところに特化したものも必要ですし、さまざまな分野、相談員というものも必要であると思うんですね。こういったネットワークがなく、それぞれ「弁護士に最初から相談します」とか、「お医者様に相談します」とかというふうになったときに、それをどう学校に戻していくのか。問題が学校にあったときに、学校と連携するシステムが必要だと思うので、その窓口というのは相談員もあっていいですし、相談に来た方がまず取っかかりのいいところから相談できることが大切だと思います。例えば最初からいじめ問題がありますというように自覚している生徒、本人の場合もありますし、「うちの子どもはこうです」ということで、子どもとはまた別に保護者から相談という場合もあるかと思えます。そのときに、最初から責任問題でとか責任追及という切り口から相談される方もおりますし、こうやって悩んでいるんだけどどこに相談したらいいだろうという一番初めの入り口探しの方もいらっしゃいます。その取っかかりはそれぞれ違うかと思えますので、この両方、第三者、それから相談員と、両方に開かれているという意味は非常に大切だと私は感じております。

○ **高橋委員（健康福祉局）**

相談に来られる方は、明確にこのことについて相談をしたいとか、はっきりさせている方は余りいないのかなと。混乱する中でどうしたらいいかわからないとか、いろいろ対応していただけたけれども、どうしても納得できないとか、そういうことでいらっしゃるの、やはり最初は前さばきとか、何が問題になっているのかというのを一緒に整理するという、先ほどインテークというお話がありましたけれども、そういう段階があったほうがより専門家の方につながにしても相談しやすいのかなと思いました。

○ **一條委員（仙台市児童相談所）**

一口にいじめ相談といってもさまざまな内容があり、その相談の性質もさまざまでしょうし、いつ相談がなされるかもしれないし、そのボリュームとか、とにかくお話ししたいという方も、長い時間ですね、そんな方もいらっしゃるでしょうし、そういうことから考えればやはりインテークとか、それがソーシャルワーカーがいいのか、社会福祉士がいいのか、心理士がいいのか、

そういった交通整理ができるような相談員という立場の方が常にいるような、まずはそこでじっくりお話を聞くといったような役割の人がぜひ、どうしても必要なのかなと思いますし、お話を聞いた上で弁護士さんとかドクターだとかといったところに振り分けていくといったようなことが必要だろうなと思っております。

以上です。

○ 本木委員（仙台市教育委員会）

私も皆さんと同じで、やはり相談員と専門家の2層構造といいますか、そういった体制は必要なんだろうなと思います。任用形態を考えた上でも、特に中核になるといいますか、大きな鍵を握る専門家の方を常時雇用していくことは難しいという現実的なところを考えた場合、やはりふだんは相談員が相談を受けて、その中からケースに応じて専門家がアドバイスなり、次の段階を検討するという体制がいいのかなと思います。

相談員については、いじめを中心にとということであると、どのようなものが入ってくるかわかりませんが、ある程度学校現場の事情に通じている方が最初の相談を受けるという体制はいいのかなと思うんですが、反面、例えば教育経験者などというふうになった場合に、その相談員の構成を見た方が、これでは第三者としての独立性というか、そういったものが確保されていないのではないかというふうな、変に新しい市長部局の相談機関に対する疑念を抱かれるのもまた困ったものだなというところで、そこは大変難しい問題になるのかなというところを今感じているところです。

○ 川村会長（仙台市医師会）

ありがとうございました。

今、皆様のご意見を大体集約すると、第三者だけではなく、やはり相談員というのをワンクッション置いて、そこで振り分けてから専門家といいますか、第三者と。今の最後の意見で私も思ったのですが、これはこの記載を見ると、第三者というのは、今、上にオンブズマンと書いてあるのは、ここは弁護士、医師、教育関係者とかとなっていますよね。すると、受け入れの相談員は、これは第三者機関に、つまり、この相談体制自体、全てが第三者であるべきなのか、その専門員が第三者であればいいのかというのは、この辺はいかがなのでしょう。

○ いじめ対策推進室長

なかなか難しいところなのですけれども、例えば我々のような市職員が相談員をやっているかという、そこは第三者なのかという話が出てくるとは思いますが、現実問題としてなんですけれども、この相談員として専門で新たに雇うとした場合も雇用関係が生じるのでどうしても市の職員にはなってしまうのですね、身分上。ただ、今いる市職員が人事異動で来ますというものではうまくないだろうと思っています。それも含めて、相談員、専門家含めての第三者機関という捉え方だと思います。

○ 川村会長（仙台市医師会）

ありがとうございます。そのほうが例えば相談の意識というのは高まるかもしれません。

続いて、これも出てきましたけれども、第三者、これ、どのぐらいの幅まで、どんな方をお呼びしたらいいのでしょうか。今、専門員の話は出てきて、専門員の中にもさまざまな資格を持った方ということになりましたが、第三者としての、相談員ですね、さっきのは、第三者というのは今仙台市としてはどの程度の幅を考えているのでしょうか。

○ いじめ対策推進室長

私どももこういう構成でというのははっきりしたのを持っているわけではなくて、今いろんなところからご意見を伺うという作業をしております、いわゆる職能団体と呼ばれる医師会ですとか、

あと弁護士会ですとか、臨床心理士会ですとか、社会福祉士会と看護協会、あと大学の先生にも聞いていますね。そういった方々からお話を聞いて、どういう構成がいだらうというようなのを今検討しています。

ただ、先ほどお話がちょっと出ましたけれども、他都市の第三者として入っているのが2名とか3名ということなんですけれども、そうすると専門分野が限られてきて、今1つの相談の中で対応しなければならない分野というのが幅広くあったときに、それぞれの専門家の方も、先ほど久保先生からあったように自分のテリトリーでないものも入っている場合にはそっちの専門の人と一緒にというのがあったと思うので、最終的には予算とか人員の関係が出ますけれども、なるべく広いほうがいいだろうという考え方ではいます。

○ 川村会長（仙台市医師会）

恐らくはここにお集まりの委員の方々も、例えば自分が当事者になってそこに出た場合、私は医師として出た場合、じゃあ医師としてそこに出て役立つ第三者になり得るのかですね。例えばいじめの背景というのはさまざまな問題が多分あります。単に友達に子どもがいじめられたということに限らないような、恐らく社会的な背景なども含めて問題が重なってきて、やはりその保護者が身動きができないためにどこかに訴えに行くじゃないですけど、そういうことはケース・バイ・ケースで、やっぱり最初からこの人たちがいればこの相談は成り立っていくという前提があるわけではないので、そういうケースに合わせた専門家を選択できるような体制にしてもらおう。今もお話を聞いたように、各職能団体に意見を聞いてというのは、やっぱりそういう人たちがどのように組み合わせさっていけるかということになったほうが、ただ、先ほど言いましたようにお金の問題と、あとはどれだけの件数があるか、2次的にといいですか、その第三者に。その先生方のスケジュールを合わせて、そこで体制がとれるかというような、なかなか難しい要素もありますので、その辺は検討していただければと思います。

第三者に関しては大体そのような意見でよろしいでしょうか。

続きまして、またこれ、もっと難しい問題が出てまいって、時間が余りございませんが、子どもに対するサポートと、それからあとはここに書いてございますように、(2)というのは保護者に対するサポートですよね。先ほどもちょっとありましたが、先日あったケースなんかで、例えばいじめではないですけど虐待のケースなんかで、母親が精神疾患を患っているとか、いろんな要素というのはこういう中にもいろいろあって、例えば極端なことを言えば、いじめられていないものをいじめという認識といいですか、極端な話、妄想まではいかないにしても、そういうことによって訴えられてくるようなですね、そういうこととか、あと社会的な不満の中で学校に対して不満を持っているということがうちの子どもがいじめられているということで学校に仕返ししてやろうとは、そういう意味じゃなくてもですね、つまりそういう背景を持った保護者をどのようにサポートするかというのはものすごく難しい問題かと思うんですが、先ほど言いましたように、最初に話があったように、例えばこのお母さんは精神を病んでいるという場合に、じゃあ第三者が集まった話し合いの中で、医療機関でもない中で医者が出て、あなたは精神科に行くべきだというような指示が出せるかどうかとか、なかなか難しい問題もあるので、ほかに保護者が支援をしなければいけないという状況は仙台市はどんな形で想定していますか。さっきの医師にというのは多分そういうことだと思うんですが。

○ いじめ対策推進室長

これは専門家というよりは区役所とかそういうところになるかもしれないんですけども、例えばいじめられている原因が、うちが貧乏で着がえを買ってあげられない、同じ服ばかり着ているとか、あるいはうちにお風呂がなくて週に何回かしか外風呂へ行けなくてくさいと言われるとか、そ

うした場合には貧困対策というのが出てきますので、そういった方面との話というのをしていかななくてはいいだろうというのがあるかなと思います。先ほど言った福祉的なサポートと、ほかにもいろいろあるとは思いますが。

○ 川村会長（仙台市医師会）

お集まりの委員の方々で、そういう状況、今は医療的なサポートとそれから福祉的なサポートという2つのケースが出ましたが、ほかにもこういうケースがあるだろうということがあれば、その対策について仙台市もこの先考えていくのに役に立つと思うんですが、何かございますか。いじめが形としてあらわれるけれども、その背景に持った、今言った医学的な問題か福祉的な問題以外に何かほかにもございますかね、そういうのは。仙台市のほうでほかにも想定はないですか。

○ いじめ対策推進室長

ほかには医療とか福祉と言いきれないかもしれないんですけども、よくあるのは夫婦仲が悪いとか、あるいは祖父母が強いとか、そういう家庭環境で影響を受けている子どもというのは結構いるかなと思います。

○ 川村会長（仙台市医師会）

虐待も結果的には似たような要素があって、背負っているさまざまな社会的背景が子どもに手を向けてしまうという、そういうことと同じ方向性が例えば学校に向く、それから場合によっては仙台市や行政に向けてそういうクレーマーになってしまうみたいなことも中にはありますよね。ただ、今言った話というのは、第三者がそこで解決できるものですかね。

○ いじめ対策推進室長

先ほど言いましたように、医療、あるいは福祉的な、例えば何々手当を出すとか、そういうようなものであれば行政で対応できますけれども、夫婦の不仲ですとか、祖父母の関係とか、親戚の人がどうのというのは、家庭の中には基本的に行政は入っていけないので、それは専門家の人であっても、問題点はわかっていても解決策が出しづらいのかなと。学校で悩んでいるケースもそういうのが多くて、やっぱり子どもさん中心ですので、その子どもがちゃんと生活を送れるようにできるだけのことをしようというサポートはできますけれども、根本の解決に向けて何かできるかというところで非常に悩んでいるのはあるのかなと思います。

○ 川村会長（仙台市医師会）

それでは、どなたでも結構ですので、今の問題は先ほどの話に出てまいりましたように、そういう保護者に対する支援まで、極端なことを言えば、このいじめ相談の体制で求めるべきところなのか、それは限界なのでやらないというわけには仙台市はいかないかと思うんですが、その辺はどうでしょうか。PTAさん。

○ 山口委員（仙台市PTA協議会）

なかなか保護者に対してというところはやはりおっしゃるとおりデリケートなところもありますし、アプローチしていくのは難しいのかなというふうにお話を聞いていて思っていたところなので、基本的にいじめの相談体制というところではお子さんに絞って、そこからお話を聞いていったりしていく中で保護者にもちょっと問題があるなとなったら、そこで専門家の方が出てくるとかという形のほうが何となくよろしいのかなというふうに私個人的に思ったところです。

○ 川村会長（仙台市医師会）

五十嵐委員、いかがですか。

○ 五十嵐（智）副会長（仙台市PTA協議会）

いろいろとなかなか意見も出にくいというのはやっぱりケースがいろいろなもの、それぞれが想像するに、いろいろ多岐にわたってしまうし、それぞれがやっぱり同じように一様にはできないと

いうところもあるのかなと思うんですね。

きのうの上越教育大学の高橋先生の講演の中であった話ですごく参考になって、それが実現できたらすごく今よりも子どもたちも先生も保護者も安心できるような、そういう気分的になるなど思ったことが1つありまして、災害とか火事とか地震とか、そういう避難訓練というのはあるけれども、いじめの避難訓練というのではない。ぜひ、いじめが実際あった場合、それを見た場合、あるいはこういう相談をするという機関が逆にどういう相談が来るのか、そのシミュレーションを学校と協力したりとか、あるいはほかのいろんな団体とかと協力して、実際にそういうことをやってみたり、それを周知すると。常日ごろ、いじめ相談室では避難訓練をやっていますということによって、じゃあこういうケースのときには自分も連絡していいんだと、保護者も、そうか、そういう避難訓練をやっているところがあるのであれば自分もちょっと気軽なというか、本当にこういうケースも相談していいんだという具体例が何となく避難訓練の事例を見たときにイメージが湧いてくるなど、そういう形の、逆にこの体制を整える側としては、訓練をやっている中で実際にこういうケースも出るかもしれないという想定がいろいろ広がっていくということで、本当にこの避難訓練という言葉はまさにいじめに対しても当たり前これからやっていく、本当に命を守りたい、子どもたちの明るい未来をつくってほしいという気持ちがあれば、そのぐらいの日常的にみんなが意識しなければならないというものなんだよという認識にできるのがこのいじめ避難訓練なのかなというのは、昨日聞いていて思いましたし、そういうことが実現できたらいいなというようにおぼろげながらには思いました。

以上です。

○ 川村会長（仙台市医師会）

それでは、時間も押してきました、ちょうどこの話が45分ぐらいまでということで、最後の部分の保護者に関して支援ということで、もしご意見がある方がいたら1つ2つ伺って終わりのほうにつなげたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ 高橋委員（健康福祉局）

ここに示しているオンブズパーソンとか、第三者の人が全てを解決するというのはやっぱり難しく、いろいろ悩んでいることの原因を整理して行って、実際の解決は先ほど室長からもお話があったように区役所のいろいろな施策が役に立つ場合もあるでしょうし、もし夫婦仲というような背景があるのであれば、それこそ弁護士さんにご相談なさるとか、いろいろな専門家、専門機関がありますので、そこにまたつないでいくとか、一緒に解決する、チームで解決に導いていくというようなことがまた次の段階であるのかなと思いますので、そういういろんな札を知っている人というんですかね、そういう方がいいのかなという気がいたしました。

○ 川村会長（仙台市医師会）

ほかにどなたかございませんか。

きょうの話し合いの中で、1つは例年どおり各委員が所属する団体のいじめ対策の取り組みをご紹介いただきました。きょうの重要な要素は、この新たないじめの相談体制、これをここで確定できるものではございませんが、皆様方の意見を集約してまとめてさせていただきたいと思いますが、とにかく相談員というか、そういう形をとりながら、ふるいにかけてながら、そして専門家、つまり第三者ということですが、そこにはかなり社会的背景も含めてさまざまな要素があるので、予算とのかかわり合いもあるかもしれませんが、できるだけさまざまな問題に対応できる人たちを配置していただいと。そして、やはり重要なのは、先ほど最後、高橋委員が言ったように、一番重要なのは結局ネットワークなのですね。そして、仙台市の問題で解決できるようなものが次のネットワークにつながっていくという、そういう形にさせていただくように今後検討していただければと思い

ます。

あと、私、虐待の講演会なんかもありますが、よく仙台市に言うのですが、こういうのをつくってパイプをつなげようとかって思う人がいるけど、それは思い上がりだと。必ずしも市民は仙台市とか行政とのパイプを望んでいるわけではない。でも、そのパイプでなくてもいいから糸はつないでおいて、その窓口が相談者のはけ口になるということが一番の目的である。そこではけ口で聞いてもらえれば次のステップに移れるし、そこではけ口で納得したらそこで終わってしまう。そういう体制という中で、やはり相談員のキャラクターといいますか、いかに相手に寄り添いながら相談できる体制をとれるようになれば、仕事量はふえるかもしれませんが、私もインターネットの医療相談をかなり数多くやっているんですが、目に見えない相手でさえも、やりとりを続けていく中に、例えば死のうとばかり考えていますという相談の人が最後には私の渴いた心を満たしてくれたのは先生のメールだけでしたと、そういうことというのは現実にあるわけですね。つまり相手の思いを受け入れて共感をしながら対応していくというシステムづくりが全ての基本になるはずだと、私のつたない経験からはそういうふうに締めて、私のまとめの挨拶にかえたいと思っております。

ほかに何かご意見、その他なければ。あとは事務局に返してよろしいのでしょうか。では、あとはよろしく願いいたします。

6 その他

○ いじめ対策推進担当課長

川村会長、ありがとうございました。

事務局からいくつか連絡いたします。

初めに、教育局から、いじめ防止「きずな」サミットについてご連絡いたします。

○ 教育相談課主幹

それでは、今年度もいじめ防止「きずな」サミットを開催する予定でございます。机上、別とじで平成30年度の「きずな」サミットの開催記録をこちらのほうで準備いたしましたので、後ほどごらんいただければと思っております。

例年、本協議会の委員の皆様にもいじめ防止「きずな」サミットのご案内をさしあげておりました。今年度は11月末ごろの実施を予定しておりまして、現在準備を進めているところでございます。時期が近くなりましたら改めてご案内を申し上げたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○ いじめ対策推進担当課長

続けて、子ども未来局からでございます。報告の事項でもいじめ対策推進室よりお話しさせていただきましたが、11月のいじめ防止「きずな」キャンペーンの時期に合わせましてシンポジウムを開催する予定でございます。内容につきまして、後日ご案内をお送りいたしますので、こちらについてもよろしく願いいたします。

最後に、議事録についてです。後日、本日の議事録を事務局から皆様方へお送りいたします。修正箇所などがありましたら、事務局までご連絡ください。皆様からの修正確定後に確定稿とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

本日の予定は以上でございます。

7 閉会